

令和7年6月30日

一宮市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市議会
議長 則竹 安郎

一宮市議会規則第1号

一宮市議会傍聴規則の一部を改正する規則
一宮市議会傍聴規則(昭和44年一宮市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(傍聴人の定員) 第4条 略	(傍聴人の定員) 第4条 略
(傍聴席に入ることができない者) 第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) 凶器その他危険な <u>もの</u> を持っている者 (2) 異様な服装をし、若しくは容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者 (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗のぼりの類及び拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他議場に対し示威運動となる <u>おそれがあるもの</u> を携帯している <u>者</u> (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>議場の秩序を乱すおそれのある</u> <u>者</u> (傍聴人の守るべき事項) 第7条 傍聴席にある者は、次の事項を守らなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 議場における言論に対して <u>可否を表明したり、又は議事の妨害となるような</u> <u>行為をしないこと。</u> (写真映画等の撮影の禁止および録音等の禁	2 <u>大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定に関わらず、議長が別に定員を定めることができる。</u> (傍聴席に入ることができない者) 第6条 略 (1) 凶器その他危険な <u>物</u> を持っている者 (2) <u>酒気を帯びていると認められる者</u> (3) <u>ビラ</u> 、プラカード、 <u>垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u> (傍聴人の守るべき事項) 第7条 略 (1) <u>静粛にすること。</u> (2)～(4) 略 (5) 議場における言論に対して <u>拍手その他の方法により公然と可否を表明し</u> 、又は <u>議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u> (写真撮影等 <u>の禁</u>

止) 第8条 傍聴人は、傍聴席において<u>写真等を撮影し、または録音等</u>をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。 (傍聴人の退場) 第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>すみやかに</u>退場しなければならない。 (係員の指示) 第10条 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わなければならない。	止) 第8条 傍聴人は、傍聴席において<u>写真の撮影、録音、録画、放送等</u>をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。 (傍聴人の退場) 第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>直ちに</u>退場しなければならない。 (係員の指示) 第10条 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければならない。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。